

介護保険負担限度額認定 更新手続きのお知らせ

現在お持ちの「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は、令和3年7月31日までとなっています。引き続き認定が必要な場合は、更新の申請をしてください。

また、令和3年8月から「預貯金等の基準」「段階と負担限度額」が変更となります。詳しくは別添「令和3年8月からの変更点」をご覧ください。

●更新申請に必要なもの

- ① 介護保険負担限度額認定申請書（みずいろ）
- ② 通帳など預貯金等が確認できるもの
 - *被保険者本人及びその配偶者名義のもの**全て**が必要です。
 - *通帳等が複数ある場合は全ての通帳等（詳しくは裏面をご覧ください。）
 - *生活保護を受給している人は不要。

・個人番号（マイナンバー）を記入したら（不明の場合は記入不要です）

- ③ 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの（被保険者本人）
- ④ 本人確認ができるもの（被保険者本人及び代理で申請する人）
 - *介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、運転免許証など



・成年後見人等による申請の場合は

- ⑤ 成年後見人等による申請は、成年後見人等であることの証明書の写し

●申請方法

郵送 基本的には郵送で提出してください。

同封の封筒に入れて、浜田地区広域行政組合介護保険課にお送りください。（切手不要）

*①の原本、②～⑤のコピーを同封してください。

*通帳のコピーには提出時点での残高部分にマーカーをしてください。

（通帳のコピーの仕方は「更新申請のお知らせ」裏面をご覧ください。）

窓口 通帳のコピー等が難しい人は、下記窓口での申請も可能です。

- ・浜田市役所 健康医療対策課（本庁舎1階 ⑨番窓口）
各支所 市民福祉課
- ・江津市役所 高齢者障がい者福祉課
桜江支所 総務係

●提出期限

令和3年7月30日（金）

[裏面もご覧ください]

●認定有効期間 開始日の考え方

更新の手続きの場合、6月から8月までに申請された場合は「令和3年8月1日」から、9月に申請された場合は「令和3年9月1日」からの認定となります。
(申請された月の1日からとなります。)

●通帳など預貯金等が確認できるもの

預貯金に含まれるもの	必要書類
預貯金（普通・定期）	通帳、定期預金証書等、<u>全て</u>の通帳等の写し ○銀行等の名称、支店名、口座番号、名義の確認できる部分（通帳の見開き部分） ○最終記帳日が申請日から2か月以内で、過去2か月の取引状況が確認できる部分 *被保険者 本人（配偶者がいる場合は夫婦2人分） *年金受取口座は、振込みが確認できる部分 *生活保護を受給している人は不要です。
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し（過去2か月まで）
金・銀（積立購入を含む）など、	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社などの口座残高の写し
タンス貯金（現金）	不要（自己申告）
負債（借入金・住宅ローン）	借用証書など

令和3年5月作成

【問い合わせ先・郵送先】

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 浜田市役所北分庁舎1階
浜田地区広域行政組合 介護保険課 給付係 電話 0855-25-1520